

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和2年度)

施設の名称	御崎野営場
指定管理者の名称	唐桑町観光協会
施設所管部課(室)	経済商工観光部観光政策課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
平成23年4月 ~ 平成26年3月	指定管理者	北日本ビル清掃株式会社	
平成26年4月 ~ 平成29年3月	指定管理者	北日本ビル清掃株式会社	
平成29年4月 ~ 令和4年3月	指定管理者	唐桑町観光協会	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指定管理者の名称	名称	唐桑町観光協会
	所在地	気仙沼市唐桑町崎浜4番地3
指 定 期 間	平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日 (5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施設の名称	御崎野営場	
所在地	気仙沼市唐桑町崎浜地内	
設置年月	昭和48年7月	
根拠条例等	野営場条例	
設置目的	県民が野外活動を通じて、自然に親しみ、心身の健康の増進に寄与することを目的とする。	
施設の内容	敷地面積	約7,000㎡(市有地)
	構造	
	内 容	管理棟、共同炊事場、サニタリー棟、コンセルリンク等
開館(所)日	通年	
開館(所)時間	終日(日帰り・宿泊利用あり)	
指定管理者が行う業務の範囲	<input type="checkbox"/> 野営場施設の管理運営、維持管理 <input type="checkbox"/> 施設の使用許可申請の受付及び許可並びに使用料の徴収業務 <input type="checkbox"/> 機械設備の操作・日常点検業務 <input type="checkbox"/> 施設の亡失等の届出受理業務及び報告業務	
利用料金制	採用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和2年度) (A)	前 年 度 (令和元年度) (B)	評価対象年度 (令和2年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	366 日	301 日	82.5%	82.2%
延べ利用者数	1,443 人	1,443 人	1,844 人	127.8%	127.8%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和2年度) (A)	前 年 度 (令和元年度) (B)	評価対象年度 (令和2年度) (C)		
野営場	1,443 人	1,443 人	1,844 人	127.8%	127.8%
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
合 計	1,443 人	1,443 人	1,844 人	127.8%	127.8%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和2年度) (A)	前 年 度 (令和元年度) (B)	評価対象年度 (令和2年度) (C)		
県指定管理料	2,190	2,170	2,190	100.0%	100.9%
利用料金収入				#DIV/0!	#DIV/0!
その他		150		#DIV/0!	0.0%
収入計 (a)	2,190	2,320	2,190	100.0%	94.4%

(2) 支出

人件費	1,207	1,302	1,293	107.1%	99.3%
施設管理費	782	818	842	107.7%	102.9%
事業運営費	201	140	226	112.4%	161.4%
その他		150		#DIV/0!	0.0%
支出計 (b)	2,190	2,410	2,361	107.8%	98.0%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	-90	-171	#DIV/0!	190.0%
前期繰越収支差額	215	305	215	100.0%	70.5%
次期繰越収支差額	215	215	44	20.5%	20.5%

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度(令和2年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】		
				評価		評価	
①管理運営体制	指定管理者基本協定に基づき、施設を常に清潔かつ安全に保つとともに、目的に沿って、コロナ禍における施設の安定した管理運営への切り替え・取り組み、職員及び管理人間の書面による情報共有の更なる強化、また前年度同様使用料の適切な処理を行うため、複数人でのチェックを行った。		施設の利用者は昨年度より約27.7%増加したが利用者からの苦情、トラブルもなく円滑な施設管理を行う事ができた。		A	毎月の使用料徴収状況報告について適切に報告されているほか、コロナ禍でも感染防止対策を徹底し、利用者数が大幅に増えたとおり、苦情やトラブルもなく、安定した管理運営体制で業務を行っている。	A
人員体制	正規	1人	非正規	3人			
②施設・設備の維持管理業務の実施	年間の管理計画を策定し、ほぼ計画どおり実施した。		毎月の管理計画に基づき、管理棟・シャワー棟・トイレ棟の定期清掃実施の他、新型コロナウイルス感染防止対策による消毒の徹底、簡易整備・修繕が必要な箇所の把握や県への報告や浄化槽の点検・除草作業を実施した。		A	定期的な施設清掃や設備点検及び除草作業のほか、コロナ禍でも感染防止対策を徹底し、安全かつ快適なサービス提供を行っている。	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	地元新聞等への広告掲載、唐桑町観光協会ホームページによるコロナ禍における予約受付日程変更等周知を行った。		新型コロナウイルス感染拡大に伴い、新聞広告の機会は一度のみとなったが、「気仙沼ガイドマップ2021」への広告掲載を行い利用者の確保に努めた。また当会ホームページで新型コロナウイルスまん延防止対策による利用可能期間等の周知も行った。		A	限られた指定管理料のなかで、地元自治体や観光関係団体等とも連携を図り、利用者の確保につなげている。 新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言等に伴い、営業を行わない期間は当課と情報共有を行いながら事前にHPで周知を行い、利用者には混乱が生じないよう円滑な運営が行われている。	A
④自主事業の実施	特になし		特になし				
⑤利用者サービスの向上	6月から9月までの繁忙期には、管理人との連携を密にし、利用者が快適に過ごせるよう、集中的に除草作業を行いました。コロナ禍による3密の回避対策・環境サービスに努め満足度向上を図った。 (令和2年4月6日～5月31日及び令和3年3月24日～3月31日の期間は新型コロナウイルス感染防止対策に伴い利用を停止した)		年間延べ20日間の除草作業を実施し利用者へのサービスに努めた。新型コロナウイルス感染防止対策を職員、管理人に対して行なうとともに管理棟・シャワー棟・トイレ棟に消毒用アルコール等を設置し利用者の受け入れに当たった。また職員、管理人から書面による迅速な施設内の不具合の報告・把握改善に努めた。		A	繁忙期のこまめな除草作業、コロナ禍での感染防止対策、施設不具合の迅速な把握等快適に安心して施設を利用できるよう利用者サービス向上に努めており、苦情やトラブルも特段無く、施設運営が行われている。	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	特に苦情等はないが、施設設備については、他のキャンプ場と比較した場合、古さは否めない状況にある。特に、トイレが和式のみのためビジターセンター(洋式)のトイレを借用したり、コロナ禍による家族でのアウトドア需要の高まりにより、事前に小さな子どものトイレ利用が可能かどうかの確認をされることがある。		家族連れでの宿泊利用が増え、幼児・子供の利用機会が多くなっている。危険箇所等の職員・管理人からの情報はすぐに改善するよう努めている。また老朽化が目立つ施設設備については計画的な修繕が必要になってきている。		A	施設の課題や利用者の属性・ニーズを把握し、限られた指定管理料での対応が困難なものは県への状況報告を適切に行うなど清潔で快適な施設管理に努めている。	A
⑦安全対策	野営場北側に遊歩道へ続く舗装された坂道で職員が転倒し現在通行止めとし補修中だが工事が中断している。また場内は松の大きめに囲まれた場所であり、強風後の見廻り(枝枯れ・倒木等)を実施している。なお、近年松喰い虫による松の枯れ木が多くあり枝折れ等に特に注意している。また、倒木等の恐れがある松については早期の伐採をお願いしたい。		倒木で残った木の根から枝が茂り見通しが悪くなりつつある。大きくなる前に処理したい。また利用人数増加に伴う炭・灰の後始末にも注意している。		A	利用者数が大幅に増加しているところ、見回り監視も適時行われており、事故等は発生しておらず、安全対策について考慮されている。	A
⑧県民の平等利用	県民が誰でも快適に利用できる施設として、平等利用に努めている。		誰でも気軽に利用できるように適切な対応を心掛けている。		A	他施設の管理運営ノウハウもあり、適切な対応を行っている。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑨個人情報の保護	個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益を侵害することがないように適切に事務処理を行っている。	条例及び基本協定書に基づき、個人情報の取り扱いに十分注意し適切な管理運営を行った。	A	協定書等に基づき、個人情報の処理については、十分な注意が払われている。	A
⑩利用実績	上記「4. 施設利用実績」のとおり	令和2年度は新型コロナウイルスが感染拡大し、それに伴う休場が年間64日(昨年度稼働日数の82.7%)だったが利用人数は27.7%増となった。 内訳は県内1,287名・県外553名・海外4名の合計1,844名。	A	コロナ渦のなか左記のとおり大幅な利用者増となっている。アウトドア需要の高まり、宮城オルレやみちのく潮風トレイル等のトレッキングコンテンツとの融合などにより更なる利用者増を期待している。	A
⑪収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり	適切な経費管理を行い収支均衡に努めた。なお使用料については期限内納入に努めた。また利用者が年々増え、管理経費が増加していることや、野営場案内パンフレットの作成等も今後必要となる事から、指定管理料の増額が必要になってくるものと思われる。	A	適切な経費管理を行い、経費節減に努めながら、委託費の適切な執行を行い、収支均衡を意識した堅実な運営が行われている。また、使用料についても、期限内に確実に納付されている。利用者増に伴い令和2年度は単年度で支出が収入を上回っており、安定した施設運営維持のため指定管理料の増額の検討が必要となっている。	A
⑫その他の取組	野営場内への車両の出入り防止対策として、野営場西側道路面の境界に杭とロープを設置した	都度、利用者への周知を口頭や立て看板等で行い理解をいただいている。	A	利用者が勘違いしやすい施設敷地と私道の境界を明示し、トラブル・苦情等につながらないように努めている。	A
総合評価		新型コロナウイルス感染への警戒を行いながらの運営となったが、利用者の事故・トラブル等もなくサービス向上に努めることができた。概ね適正に管理運営できたものと思われる。令和2年度も新型コロナウイルス感染対策を行いながらも利用者増となった。今後も利用増の運営に努めたい。	A	コロナ渦のなかでも感染防止対策を徹底し、利用者数及び使用料収入が前年度実績から大幅に増加している。 こまめな除草作業や施設不具合の迅速な把握等利用者が快適に安心して利用できるよう努めており、事故やトラブル・苦情等もなく、管理運営が行われている。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度に実施した県有建設物保全点検調査結果票(準用版)に基づき、老朽化が進む施設設備について修繕(再整備)が必要。特にトイレの様式化・換気扇・水道設備と看板の修繕が望まれる。 ○これまで無かった野営場案内パンフレットの作成が必要。 ○野営場は傾斜の多い施設のためテントを張る場所が限られていることから、その整備が必要。 ○松くい虫の被害による倒木等の恐れのある松の早期の伐採撤去。 ○利用者の増に伴う指定管理料の増額及び指定管理料の支払方法の変更。(これまでは4四半期ごと同額の支払いから年度前半への前倒し支払) 	<p>御崎野営場については、観光客だけでなく、地元の幼稚園や学校も利用することから、地域にとって必要な施設である。運営に当たっては、地元自治体へ施設移管するなどし、周辺観光エリア等を一体的に運営していく方が、効果的かつ効率的であると考える。</p> <p>財政状況等を見極めながら、利用者の利便性向上のための設備改修及び安全確保整備を行っていく必要がある。</p>